

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・・・売価還元法による低価法

商品・原材料・・・最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産除く）・・・・・・定額法

無形固定資産（リース資産除く）・・・・・・定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上している。

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、期末における退職共済制度の約定給付額から被共済職員の個人負担掛金累計額を差し引いた額を計上している。

徴収不能引当金

債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収不能懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要事項

リース取引の会計処理

所有権移転外ファイナンス・リースは通常の売買取引に係る方法に準ずる方法によっている。

消費税等の会計処理

税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

京都府内の事業所における職員については、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び京都社会福祉事業企業年金基金の規約に定める制度を採用している。

兵庫県内の事業所における職員については、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会の兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人の事業区分は社会福祉事業のみであるため、作成を省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア. 本部拠点区分（社会福祉事業）

- ① 本部

イ. 春日学園拠点区分（社会福祉事業）

- ① 施設入所支援
- ② 短期入所
- ③ 日中一時支援
- ④ 児童デイサービス
- ⑤ 障害児等療育支援

ウ. 春日育成苑拠点区分（社会福祉事業）

- ① 施設入所支援
- ② 生活介護
- ③ 短期入所
- ④ 日中一時支援
- ⑤ 総合相談事業

エ. みつみ学苑拠点区分（社会福祉事業）

- ① 施設入所支援
- ② 生活介護
- ③ 短期入所
- ④ 日中一時支援
- ⑤ 障害者相談支援センター（ばれっと）
- ⑥ 就労継続支援B型
- ⑦ みつみ生活サポートセンター（指定特定相談支援）
- ⑧ みつみ生活サポートセンター（指定地域移行支援）
- ⑨ みつみ生活サポートセンター（指定地域定着支援）
- ⑩ 丹波市障がい者基幹相談支援センター
- ⑪ ジョブコーチ

オ. 認定こども園みつみ拠点区分（社会福祉事業）

- ① 認定こども園みつみ
- ② バス会計

カ. おがわの里サポートセンター拠点区分（社会福祉事業）

- ① 特別養護老人ホームおがわの里
- ② 短期入所生活介護事業所おがわの里
- ③ 居宅介護支援事業所「ブリッジ」

キ. 兵庫サポートセンター拠点区分（社会福祉事業）

- ① グループホーム（ホープ）
- ② グループホーム（エスポワール）
- ③ グループホーム（ハートタウン）

- ④ グループホーム（フレンド）
- ⑤ グループホーム（エンジョイ）
- ⑥ グループホーム（さくら）
- ⑦ グループホーム 幸福の里 （１丁目＆２丁目）
- ⑧ グループホーム 岩屋 （もみじ＆かえで）
- ⑨ 生活介護事業所あおぞら
- ⑩ 共生型通所介護
- ク. 兵庫県地域生活定着支援事業拠点区分（社会福祉事業）
 - ① 兵庫県地域生活定着支援事業
- ケ. 京都サポートセンター拠点区分（社会福祉事業）
 - ① 生活サポートセンター「とも」
 - ② グループホーム「きらり」
 - ③ グループホーム「ひよしの杜」
 - ④ 生活介護事業所「しんあい」
- コ. ききょうの杜拠点区分（社会福祉事業）
 - ① 施設入所支援
 - ② 生活介護
 - ③ 短期入所
 - ④ 日中一時支援
 - ⑤ 就労移行
 - ⑥ 就労継続支援A型
 - ⑦ 就労継続支援B型
 - ⑧ 就労定着支援
- サ. 三愛荘（養護）拠点区分（社会福祉事業）
 - ① 養護老人ホーム「三愛荘」
- シ. 三愛荘（特養）拠点区分（社会福祉事業）
 - ① 特別養護老人ホーム「三愛荘」
 - ② 短期入所特別養護老人ホーム「三愛荘」
 - ③ 三愛荘デイサービスセンター（通所介護・介護予防通所介護）
 - ④ デイサービスセンター庵（認知症通所介護・認知症介護予防通所介護）
 - ⑤ 三愛荘訪問介護事業所（訪問介護・介護予防訪問介護）
 - ⑥ 三愛荘訪問介護事業所（居宅介護）
 - ⑦ 三愛荘訪問介護事業所（重度訪問介護）
 - ⑧ 三愛荘居宅介護事業所
 - ⑨ 小規模多機能型居宅介護事業所「おとなせ」
- ス. 三愛荘（ケアハウス）拠点区分（社会福祉事業）
 - ① 軽費老人ホーム「ケアハウス三愛荘」
- セ. サポートハウスけいあい拠点区分（社会福祉事業）
 - ① サポートハウスけいあい
- ソ. グループホームとだ拠点区分（社会福祉事業）
 - ① グループホームとだ（入所）
- タ. ケアハウスとだ拠点区分（社会福祉事業）
 - ① ケアハウスとだ
- チ. わかばこども園拠点区分（社会福祉事業）
 - ① わかばこども園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	303,804,423	1,121,400	0	304,925,823
建物	2,895,259,738	0	226,274,685	2,668,985,053
合計	3,199,064,161	1,121,400	226,274,685	2,973,910,876

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	272,498,196 円
建物（基本財産）	1,981,192,547 円
土地（その他の固定資産）	8,851,476 円
計	2,262,542,219 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	509,881,000 円
計	509,881,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	7,329,314,415	4,660,329,362	2,668,985,053
建物（その他の固定資産）	124,951,297	55,071,337	69,879,960
構築物	322,664,135	270,886,617	51,777,518
車両運搬具	107,639,719	96,673,390	10,966,329
器具及び備品	652,408,268	529,402,246	123,006,022
有形リース資産	281,049,006	231,892,706	49,156,300
合 計	8,818,026,840	5,844,255,658	2,973,771,182

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称又は氏名	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者	吉見直人	—	—	当法人の理事長	—	—	当法人の役員 当法人の借入金に対する債務保証	債務被保証 (注1)	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 債務被保証については、当法人の金融機関からの借入債務につき理事長吉見直人が債務保証を引き受けている。当期末の債務被保証残高は、546,085,000円である。
なお、保証料は支払っていない。

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 京都社会福祉事業企業年金基金

京都府内の事業所における職員については、複数事業主制度である京都社会福祉事業企業年金基金に加入しており、当法人の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないことから、当該年金基金への要拠出額のうち事業主負担額14,476,845円を退職給付費用として処理している。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年9月30日現在）

年金資産の額	48,610,890千円
年金財政計算上の数理債務の額	45,403,138千円
差引額	3,207,752千円

②制度全体の加入人数に占める当法人の割合 0.56%（令和6年9月30日現在）

③補足説明

上記①の主な差額の要因は、財政悪化リスク相当額2,987,997千円と追加拠出可能額現価199,116千円の差額及び別途積立金418,870千円である。

(2) リース取引に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

主なリース資産の内容は以下のとおりである。

有形リース資産

当法人の事業の用に供する車両運搬具、器具及び備品、長期不動産賃貸借契約

無形リース資産

当法人の事業の用に供するソフトウェア